



鳥取県公報

令和5年1月13日（金）
第9463号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（10）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（11）（〃）・・・・・・・・・・ 2 知事指定薬物の指定の失効（12）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗の新設の届出（2件）（13・14）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3件）（15～17）（〃）・・・・・・・・・・ 5 公共測量の実施（18）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 7 公共測量の終了（2件）（19・20）（〃）・・・・・・・・・・ 7 一般国道の供用の開始（21）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 8 指定居宅サービス事業者の指定（22）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 8 指定介護予防サービス事業者の指定（23）（〃）・・・・・・・・・・ 8 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（24）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 9 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 9 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター米子東	米子市上福原三丁目8-1	訪問介護	令和4年6月27日
〃	〃	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町二丁目113	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターながえ	米子市長江560	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターみのかや	米子市二本木1124-1	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター両三柳	米子市両三柳323-1	〃	〃

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター米子東	米子市上福原三丁目8-1	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和4年6月27日
〃	〃	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町二丁目113	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターながえ	米子市長江560	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターみのかや	米子市二本木1124-1	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター両三柳	米子市両三柳323-1	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町二丁目113	令和4年6月27日

鳥取県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	訪問介護	令和4年12月31日

鳥取県告示第12号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
4-知(1)-7	MX i P r、M e t h o x i s o p r o p a m i n e	令和4年12月20日	令和4年12月26日
4-知(1)-8	5-MMPA、M e p h e d r e n e	〃	〃
4-知(1)-9	E t a z e n e、E t o d e s n i t a z e n e	〃	〃
4-知(1)-10	A D B - H E X I N A C A、A D B - H I N A C A	〃	〃
4-知(1)-11	A P P - B I N A C A、A P P - B U T I N A C A	〃	〃

鳥取県告示第13号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エスマートついで店 鳥取市桂木251-1ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社山田恒産 代表取締役 山田 晴比 鳥取市桂木159
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年8月27日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,706平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 119台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 43台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 116平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 17.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年12月26日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和5年1月13日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第14号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ザグザグ道笑町店 米子市道笑町四丁目26-1の一部ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年8月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,200平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 39台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 6.36立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年12月28日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和5年1月13日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稲348ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
 - 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
 - 4 変更年月日
令和2年7月17日ほか
 - 5 届出年月日
令和4年12月13日
 - 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
 - 7 縦覧に供する期間
令和5年1月13日から4月間
 - 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
 - 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311
 - 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
米子市 米子市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
 - 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
 - 4 変更年月日
令和4年2月28日ほか
 - 5 届出年月日
令和4年12月13日
 - 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
 - 7 縦覧に供する期間
令和5年1月13日から4月間
 - 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
 - 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
-

鳥取県告示第17号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランドNew米子店 米子市日ノ出町一丁目233ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
JR西日本不動産開発株式会社 代表取締役 藤原 嘉人 大阪府大阪市北区中之島二丁目2-7
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 國廣 敏彦
変更後 代表取締役 藤原 嘉人
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 小林 辰夫
変更後 代表取締役 上野 善紀
- 4 変更年月日
令和4年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和4年12月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和5年1月13日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第18号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年12月21日から同月30日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町大殿

鳥取県告示第19号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業地域 米子市、境港市及び西伯郡日吉津村
- 3 終了年月日 令和4年12月21日

鳥取県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域 倉吉市及び東伯郡三朝町
- 3 終了年月日 令和4年12月26日

鳥取県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年1月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から同大字字堤谷202-1地先まで	令和5年1月16日

鳥取県告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社RAKU	楽訪問看護ステーション	米子市安倍740-9	令和5年1月6日	訪問看護

鳥取県告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社RAKU	楽訪問看護ステーション	米子市安倍740-9	令和5年1月6日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
電子納付による旅券発給手数料の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県交流人口拡大本部観光交流局交流推進課
課長補佐 野村 芳幸
- 3 委任期間
令和5年1月31日から同年3月31日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
鳥取市青谷町青谷字壺栗5402、5410、5411、5413、5416の1、5416の2
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年12月20日付鳥取県告示第603号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）
 - (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者

初心者講習	令和5年2月15日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	令和5年2月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年2月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和5年2月14日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年2月21日 午前10時から午後	〃	〃	〃	〃

2時30分まで				
令和5年2月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 契約金額

契約に当たっては、入札書に記載した金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札

書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和5年1月20日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課管財係
電話 0857-23-0110(代)
電子メール k_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で、令和5年1月13日(金)から同年2月1日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間に交付する。
- (4) 入札説明会の有無
無
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和5年3月2日(木)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日(水)午

後5時までとする。

イ 場所

鳥取県警察本部庁舎2階入札室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に令和5年2月2日(木)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set
- (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 3:00 PM, 2 February, 2023
- (3) Time-limit for the submission of tenders: 1:30 PM, 2 March, 2023 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 1 March, 2023)
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1

－271 Higashi－machi, Tottori－shi, Tottori 680－8520 Japan, TEL 0857－23－0110

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

四輪運転シミュレーター貸貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和12年9月30日（月）まで

イ 借入物品の納入期限

令和5年9月20日（水）

ウ 借入物品の貸貸借期間及び保守期間

令和5年10月1日（日）から令和12年9月30日（月）まで（84月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（84月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のウの期間における貸貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、貸貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器に登録され、かつ、その他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年1月20日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 1の（2）の業務を履行できる者であること。

カ （2）の第三者賃貸方式によりこの入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年1月20日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和5年1月13日（金）から同月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月22日（水）午前10時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日（火）午後5時とする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年2月3日（金）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に84を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Four-wheel driving simulator, 1 set

- (2) February 3 , 2023 5 :00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) February 22 , 2023 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

February 21 , 2023 5 :00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 271 Higashi-machi ,Tottori-shi,Tottori 680-8520 Japan

TEL : 0857-23-0110